

はじめに

今年（2007年）は、1972年7月24日に下された四日市公害判決から数えて35年という節目を迎えている。この画期的な判決を受けて、その後、現地の四日市では、「公害都市」からの脱却・転換にむけた取組みがどこまで進んできたといえるのだろうか。

ちょうど5年前のことになるが、私は、「四日市公害判決30周年の集い」（2002年7月開催）に招かれた際、そこでの基調講演のなかで、この四日市でも、21世紀における世界共通の課題となっている「環境再生」の理念を掲げた新たなまちづくりへの取組みをスタートさせていくことの重要性を強調した。そうした機縁もあって、私が事務局長を務める「日本環境会議」が、四日市公害市民塾代表の澤井余志郎さんや四日市市職労をはじめとする地元の関係者の強い要請を受け、2004年7月に「四日市環境再生まちづくりプラン検討委員会」（代表：宮本憲一、副代表：遠藤宏一、全体事務局：寺西俊一、現地事務局：中浜隆司）を発足させることとなった。以来、約3年にわたって、各分野の関係研究者の協力による調査研究会活動を推進するとともに、「まちづくり市民講座」や「市民公開シンポジウム」などを精力的に積み上げてきた。そして、この7月21日には、四日市公害判決35周年を記念して、「第25回日本環境会議四日市大会」も兼ねる形で、「四日市環境再生まちづくり提言の集い」を開催する運びとなった。

ここに公表する「政策提言報告書」は、上記の「四日市環境再生まちづくりプラン検討委員会」の取組みをベースにして、そのもとに設置してきた「政策調査研究会」（事務局長：遠藤宏一）が中心となってとりまとめられたものである。本報告書の作成に多大なご尽力をいただいた遠藤宏一氏をはじめ、同「政策調査研究会」のメンバー各位には、この間の献身的なご協力に対して、改めて感謝の意を表するとともに、本報告書での政策提言が、四日市市民をはじめ、地元関係者の皆様に真摯に受け止められ、今後、この四日市から、日本、アジア、さらには地球社会の未来を切り拓く「環境再生まちづくり」の取組みが着実に発展していくことを心から期待する次第である。

2007年7月

日本環境会議事務局長
寺西 俊一

1. なぜいま環境再生・都市再生か

1-1 四日市公害判決が問うていたこと——その意義と残されてきた課題

1972年7月の被害者原告の全面勝訴となった四日市公害判決は、大気汚染被害の因果関係についての疫学の採用、被告企業の共同不法行為の認定、さらには立地上・操業上の過失を認めた点で歴史的意義をもつものであった。したがってその後、この判決の意義は国内外大きな影響を与え、とくに大気汚染等に対する本格的な対策（総量規制）や健康被害補償制度などの点で公害対策は前進した。その意味で、「四日市問題」は戦後日本の公害問題とその対策の原点である。

しかし地元四日市はいうまでもなく、多くの公害地域の行政や住民のなかで、この判決のもつもう一つの歴史的意義、とくにコンビナートの立地上・操業上の過失が認定されたという重要な点が、これまで十全に認識されてきたとはいえない。すなわち立地上・操業上の過失の認定の意義は、コンビナート企業の立地と操業に根本的な転換を迫り、同時に国や自治体に「四日市型開発」といわれた戦後地域開発の失敗を是正する地域政策への転換を求め、ひいては都市とは何か、地域社会とは何かを問うていたのである。この点について、自身も四日市裁判で原告側証人を努めた宮本憲一は、判決直後に出された自著で「判決と現実のギャップをどうするのか」と問い、自治体等の行政責任として、第1に公害被害の全容の調査とその完全な後始末をすること、とくに被害者の「即時無条件全面救済」が緊急になされること、第2に地域開発政策が転換されること、という二つの課題を提起していた（宮本憲一〔1973〕『地域開発はこれでよいか』岩波新書）。

だがその後、わが国では結局、この判決の精神に流れるもう一つの意義は受け継がれず、環境再生や都市改造の課題は手つかずのままであった。そのため1980年代前後から、四日市判決以後の環境政策が、再び「経済との調和」の風潮の台頭によってその全面的後退が顕著になるに及んで、新たに西淀川、川崎、尼崎、水島、名古屋南部等のコンビナート地域で公害被害者による大気汚染公害訴訟が提起されることになった。そしてこれらの訴訟が四日市訴訟を超える歴史的意義を持つためには、新たに追求すべき課題として被害の救済や公害の根絶とともに、「環境再生とまちづくり」という視点の重要性が提起されていたのである（「（座談会）川崎公害訴訟がめざすもの」『公害研究』12巻2号、1982）。

周知のように、90年代後半になってこれら一連の裁判は相次ぎ勝訴と和解を勝ち取るが、それぞれの地域はその成果に立って、公害被害者が企業からの補償金の一部を投じて、公害地域の環境を再生し健康で美しい都市再生をめざす運動をおこした。その口火を切ったのは西淀川の公害被害者であったが（公害地域再生センター「あおぞら財団」結成）、以後、川崎、水島、尼崎や名古屋南部の大気汚染患者によって同じく公害地域再生の画期的な動きが始められた。また、日本環境会議でも東京・川崎大会（2000年3月）を契機に、その理念や全国の取り組み・政策課題等の組織をあげての研究・提言活動に取り組み始めた（「日本環境会議20周年宣言——環境破壊から環境再生の世紀をめざして」参照）。改めていうまでもなく、四日市環境再生まちづくりへの取り組みは、こうした各地の動向を教訓としてそれに呼応しようとした意義をもつ。ただ詳述は省くが、地元四日市に対する場合でも、この課題提起は先の宮本の指摘を受けて、地元での公害判決記念の節目毎の集会・催し等でも繰り返し提起されてもきた（ちなみに第12回日本環境会議「四日市宣言」、

参照『環境と公害』22巻2号，1992）。

だが、今日までの経緯をみると、四日市コンビナートの建設過程と公害問題・被害、それらをめぐる公害対策や地元の運動等については、地元自治体（三重県，四日市市等）や幾多の研究者の詳細な調査・研究が蓄積されてきている。さらにこの動きは90年代にはいると、四日市公害問題の教訓の国際的な情報発信の意義も謳われ（「四日市からアジアへ」），今日ではさらに「四日市学」の提唱にまで結実した。しかし、単に公害問題やそれをめぐる公害・環境政策にとどまらず、四日市という都市の形成史や石油化学コンビナート形成・地域開発史，あるいは開発に伴う財政効果や都市構造の歪み等も含めて、地域の経済社会全体に与えた効果や影響について総合的に解明する課題への取り組みは、ごく少数の研究者の研究を数えるのみで、基本的に手つかずのままであったとあってよい。このため公害経験都市として、四日市等の自治体を始めとする地元からの情報発信のレベルは、健康被害救済制度や硫酸化物の総量規制，脱硫装置等の公害防止技術の伝承といった、いわば対症療法的知識・技術の枠内に止まってきた、といっても過言ではない。

結局のところ、訴訟で裁かれた「立地・操業上の過失」に関しては、当該地元でも今日まで関心が払われることはなかった。したがってまた四日市という都市を、「工場都市」から脱却させ、本来の「工業都市」に改造・再生するという問題意識や政策視点が欠如していただけではなく、公害防止技術を発展させ四日市公害を克服した力の源泉が、住民の運動や世論の力のもとで司法（公害裁判）や地方自治のあり方にあったという、わが国の公害克服の真の経験や教訓も正しく踏まえられ伝承されてきたとはいえない。

今年2007年は、四日市公害判決35周年にあたる。四日市訴訟の原告の一人、野田卯一さんが勝訴判決をうけて、「裁判には勝ったけど、明日から公害がなくなるわけではないので、なくなったときにありがとうと言う…」と挨拶をされたということは、広く知られた事実である。しかしその後、「ありがとう」といわれた、という話は今なお誰からも聞くことはない。にもかかわらず公害対策の進展と並行して、地元四日市ではかなり早い段階から「四日市公害は終わった」とする見方や風潮が、かつて公害問題に取り組んだ人々や行政からも意識的にか流布されてきた。現在、四日市には500名もの公害認定患者がなお存在しているが、その公害被害者の多くは無言の内にある。かくして判決から既に30数年を経たいまになって、改めて公害判決の趣旨に立ち返り、環境再生まちづくりを構想するという取り組みは、逆説的かも知れないが地元における公害問題の「風化」という現実と、否応なく向き合うということであり、80年代以降に訴訟を起こした他のコンビナート地域の先進的な取り組みとは異なった困難な課題をかかえている。

1-2 四日市における環境再生とは

(1) 四日市石油化学コンビナートの形成と展開

戦後四日市コンビナートの形成は、戦時中に建設された旧海軍燃料廠が通産省の石油化学第一期計画による育成策の下で、1955年にシェルと提携した三菱系のコンビナート建設を前提に昭和四日市石油に払い下げられたことに始まる。この海軍燃料廠は、60万坪の広大な用地と当時としては抜きんでいた規模・能力の施設を残しており、しかも立地条件としても天然の良港、良好な用水条件、国道1号線の存在など交通の便にも恵まれていた。したがって、これの掌握は業界での地位に決定的に影響するとみられていただけに、払い

1. なぜいま環境再生・都市再生か

下げをめぐっては国家的レベルでの熾烈な争奪戦が繰り広げられた。したがって、四日市の場合、コンビナート建設の当初は地元が主導的に計画したものではなかった。だが三重県や四日市市、中部財界等はこれにもろ手をあげて歓迎し、以後、積極的な基盤整備とこれを引き継いでコンビナート拡張政策を開始する。

こうして、1957年昭和四日市石油が設立され58年4月から原油処理能力4万バレル／日で操業を開始し、また59年3月にはエチレン分解センターの役割を持つ三菱油化（56年設立）がエチレン年産2万2千トンで操業を開始して、第1コンビナートの骨格が形成された。以後これと前後して進出した三菱系企業が内陸部も含めて枝葉のように広がって行く（1951年三菱化成、52年三菱モンサント化成、59年四日市合成、60年日本合成ゴム等）。こうして55年から稼働した中電三重火力とも合わさって、1961年前後には第1コンビナートはほぼその全容を整え、以後めざましい勢いで増設を繰り返した。

一方、この第1コンビナートの形成と同時に、この地区には極めて短期間にあらゆる公害現象が噴出した。だが、こうした事態を何ら顧慮することなく、地元自治体はさらに積極的なコンビナート拡大構想を考えていた（ex：60年「四日市総合開発計画の構想」）。かくして60年末の通産省「石油化学第二期計画」に呼応して、新たに第2コンビナート建設が着手される。三重県は午起地区に90万平方m²の埋め立て造成を行い、ここに大協石油と大協石油化学、中電四日市火力を誘致した（61年起工・63年本格操業）。だがこの第2コンビナートは、先行の三菱グループと比べ規模と広がり小さく、直ちにグループの再編と規模拡張が課題とされ、第3コンビナート建設へと展開する。

すなわち、午起地区北部の霞ヶ浦地先は、当初、鉄鋼（八幡製鉄）誘致の構想のもとに海面の漁業補償は終わっていたが、最終的に製鉄所誘致は挫折する。だが四日市市はここへの工場誘致を諦めず、66年には県・市合同の四日市港開発事業団（後に四日市港管理組合へ引き継ぎ）を発足させた。この地元の工場誘致計画に、興銀系をバックにグループの再編と生産規模拡張を企図していた大協和グループの計画が合流して第3コンビナートの構想へと展開する。かくしてこの計画は、ようやく激しくなっていた公害反対運動の渦中で、67年2月市議会で強行採決され、70年第一期工事の埋め立て造成（126万7千m²）完工によって新大協和石油化学をナフサセンターとする興銀計8社が立地、72年2月からエチレン30万トン／年の最新鋭設備をもって本格稼働を開始したのである。周知のように、四日市公害裁判はこの第3コンビナート建設過程とまさに並行して闘われたが（1967年9月提訴、72年年7月判決）、その後も第3コンビナートはヘドロ処理事業と合わせた第2期事業が行われ、79年3月には造成済み132万m²のうち81万7千m²がコンビナート4社に売却され、今日に繋がる四日市コンビナートの姿が出来上がった。

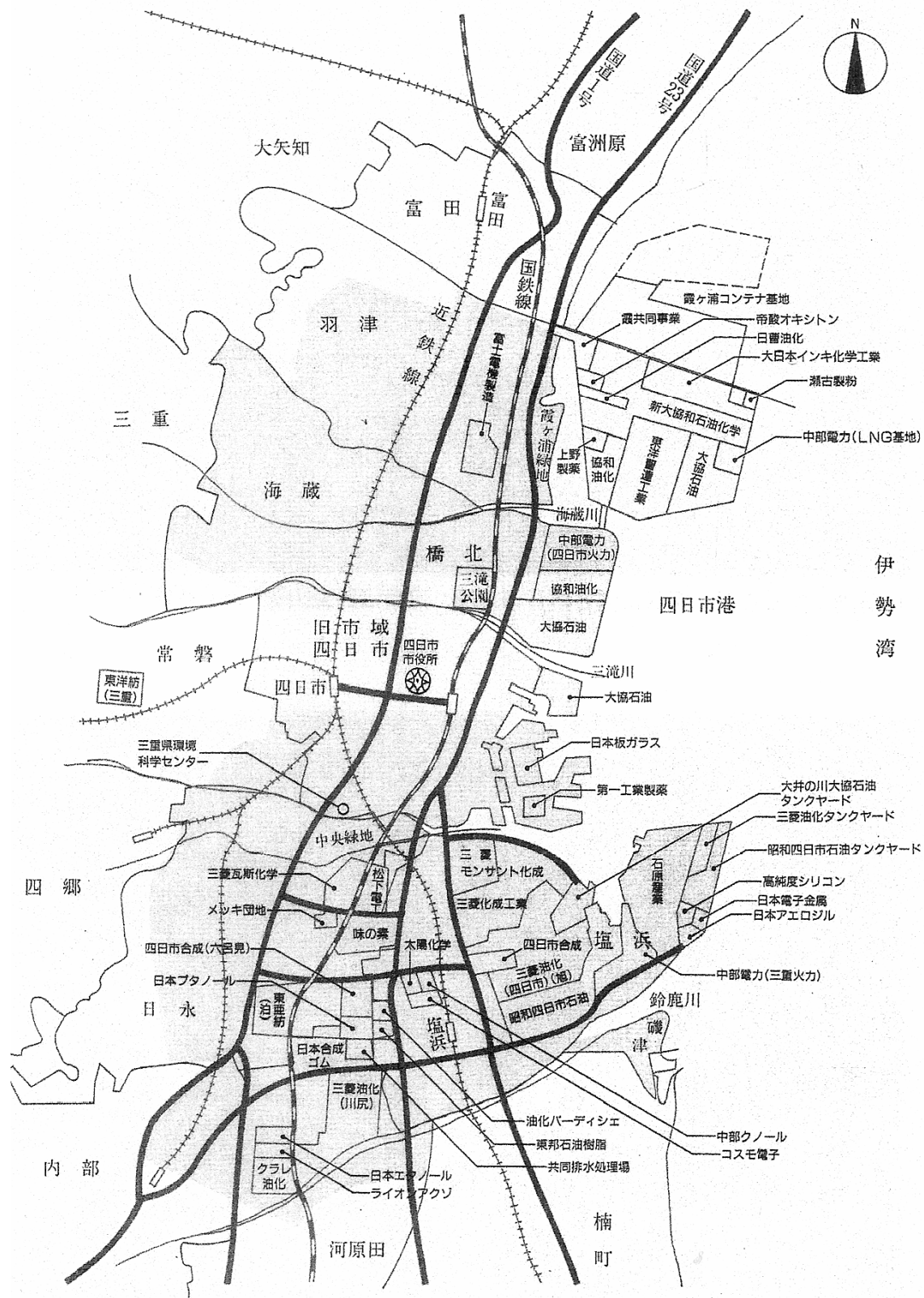


図 1.1 四日市臨海部の工場配置図

注： 網掛け部分は公害健康被害補償法に基づく指定地域（1983年現在）

出所： 『四日市市史』第15巻史料編：現代Ⅱ

(2) 四日市における環境被害の全体像——なにを再生するのか

周知のように四日市公害は、コンビナート造成とともに、極めて短期間の内にあらゆる公害現象が発生し、恐るべき負担（＝「社会的損失」）を地域住民に与えてきた。その一方、確かに公害判決を契機に四日市では、今日に至るまでコンビナートに起因する極度の大気汚染や水質汚染等の対策（いわゆる「フローの環境政策」）は成果もあげてきた。

しかし四日市の環境再生・都市再生を構想するとすれば、その前提となる課題は四日市コンビナート開発の社会的損失の全体像（＝「環境被害のピラミッド構造」：図1.1参照）の解明が不可欠であり、なかんづく過去からの公害・環境破壊の結果として累積されてきた各種の「環境被害のストック」の総体を把握することが前提となる。この作業は、四日市公害判決の意義を踏まえれば、コンビナート開発を進めた行政の手によって、この地域経済・社会や自然環境等へのインパクトの調査や、公害被害者の労働と生活等への影響の持続的把握に努めるべきであったろう。しかしこの取り組みが、結局今日までなされてこなかったため、「コンビナートは過去において公害・災害が発生したが、経済効果や財政効果は大きかった」とする神話は、今に至るも地元に残って来た。それだけでなく、現在こうした作業を進めるとしても、資料的・統計的にその全体像を把握するには大きな制約がある。したがって以下では、そうした限界を認識しつつ、四日市における環境再生の課題となる「環境被害のストック」を可能な限り列挙してみたい。

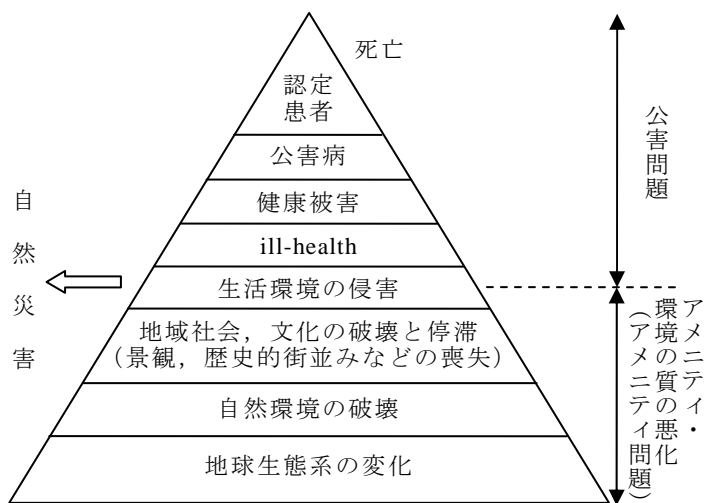


図 1.2 環境被害のピラミッド構造

出所：宮本憲一〔1989〕『環境経済学』，99頁より。

① 公害健康被害の全容——公害被害者の高齢化と「社会的孤立」

環境問題の頂点にある問題は人間の公害健康被害である。この被害の全容とその全面救済政策は、環境再生への取り組みの出発点である。公害被害の頂点に位置する四日市の公害病認定患者は、1988年の新規認定制度打ち切りまでで延べ2100名を超え（65年の四日市市独自認定制度分も含む）、先述のように現在もなお500名余の患者が存在する。しかし四日市市等は国の補償制度が出来てからは（その制度廃止時もそれ以降においても）、市独自に市民全体の健康被害調査や認定患者自体の労働と生活の実態把握やニーズの調査

も実施することはなく基本的に放置してきた。いまこうした患者達の多くは、公害認定を受けたことで中傷・差別の経験をもち、またそれ故に沈黙を守っており、今日では公害病の慢性化、高齢化による合併症や重篤化の現実と「社会的孤立」の中におかれている。

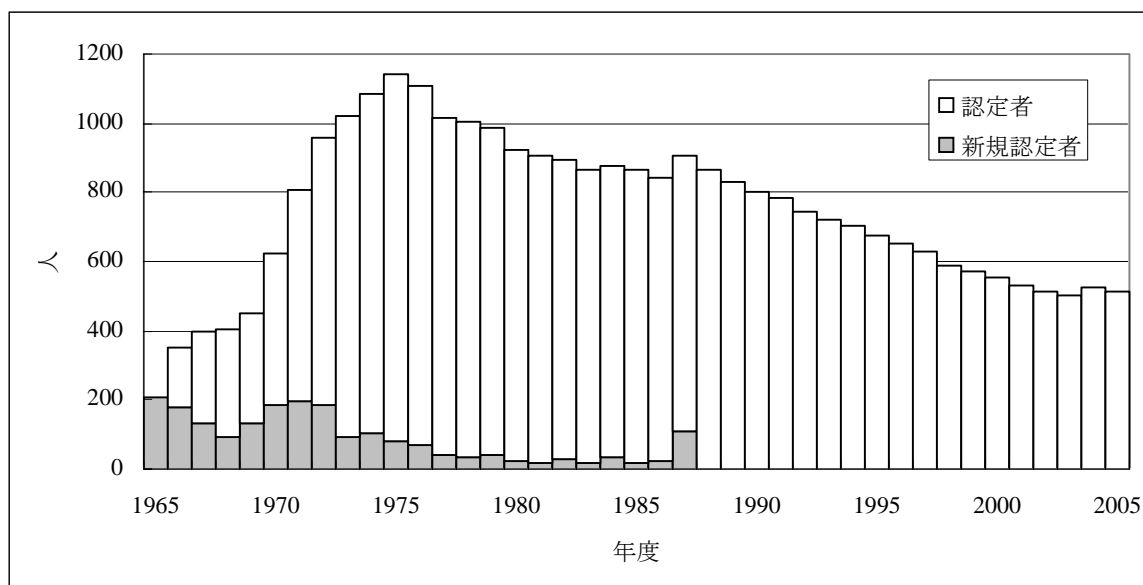


図 1.3 四日市における公害病患者の推移

出所：四日市市ホームページ (<http://www.city.yokkaichi.mie.jp/kankyo/pdf/higaitaisaku.pdf>) より。

② 自然資源と環境ストックの破壊

コンビナート建設に伴う再生不能の損失は、自然資源なかんずく自然海岸の喪失と海の汚染である。四日市は海に面した都市であり、午起・霞ヶ浦・富田浜海岸は海水浴や潮干狩りなど市民にとって憩いの場であった。だがいまでは、こうしたウォーター・フロントのほとんどが埋立事業によって鉄とコンクリートの人口海岸となり、市民の憩いの場は失われてしまった。四日市地域でわずかに残るのはコンビナートと中電川越火力に囲まれた約 400m の高松海岸のみである（ここも今、霞 4 号幹線道路建設で失われる危機にある）。

また工業用水の地下水くみ上げで、すでに戦前より地下水枯渇問題が顕在化していたが、戦後のコンビナート操業でさらに地盤沈下の進行も激しくなった。このためその該当地域はわずかな風雨によっても浸水被害等の危険にさらされる等、様々な被害が発生した。その後、工業用水道の普及によってコンビナート企業に起因する割合は次第に低下したとはいえ、過去のマイナスのストックはそのまま残存する。

さらに現在はまだ顕在化していないとはいえ、石油化学コンビナートはその産業自体の特性から、工場用地やその周辺地域に深刻な土壤汚染をもたらしている可能性が高い。近い将来、コンビナート企業の立地戦略に変化が起こり、工場跡地等の再開発が問題となれば、こうしたストック汚染問題が一挙に顕在化することは避けられない。また工場用地汚染そのものでなくとも、その一端はすでにコンビナート企業の産業廃棄物の不法投棄事件として幾度となく顕在化している（ex：1974 年三菱モンサント化成の PCB・水銀等有害物質の鈴鹿市山林への埋め立て事件、04 年に発覚した石原産業フェロシルト埋め立て事件等）。いずれにせよこうした自然資源・環境は一度破壊されると、その復元は困難であるばかりか、仮に復元するとしても莫大な経費を必要とする。

③ 漁業・農業被害と地場産業の衰退

公害被害や自然環境ストックの破壊は、そこに住む人々の生産基盤も破壊した。そもそも戦後の四日市コンビナート公害被害が社会問題化した発端は、1960年の第1コンビナートの本格操業と同時に起きた伊勢湾北部の油・異臭魚問題である（東京築地の中央卸売市場からのキャンセル・買ったたき問題）。以来、四日市地域の漁業は、埋立事業の拡大とも相俟って壊滅的な打撃を受けた。このため1970年時点で、漁場面積は60年に比べわずか10年足らずでその35%（1900万㎡）が失われて3600万㎡となり、漁業従事者も1200人強から669人にほぼ半減した。多くの漁師は一世帯あたり数百万円の漁業補償で海を追われ転業を余儀なくされた。かくして今日では、四日市漁協組合員数では226人（内磯津178人、2002年の漁獲量は7,893トン・638百万円でうち磯津が99%・93%を占める：四日市市『市政概要』2004年版）にまで減少している。

四日市公害被害でこれまで脱落してきた問題は、農作物や動植物など生態系に与えた被害である。この問題は非常に早くから三重大学に在職していた谷山鉄郎のSO_xと作物の被害関係を明らかにした調査研究がある。それによれば、四日市地域における水稲の減収がすでに1958年から始まり、とくに1961年および65年の減収がひどかった。また水稲の減収と四日市ゼンソクと密接な関係があり、水稲の減収が始まって5年遅れて四日市ゼンソクの発生が起きたという。谷山はさらに1974年の学会報告で、大気汚染による稲の減収が過去15年間で、四日市市だけでも計20億円に達するとも報告している（谷山鉄郎『四日市公害から地球環境研究までの36年間』合同出版、2001年、88,459,463-464頁等参照）。

この事実は環境破壊の被害は人間の生命や健康被害に先立って、まず自然や生態系変化・被害として発現することを明らかに示している。

④ 都市構造の歪みと社会資本の非効率

四日市公害は都市のアメニティも破壊した。1960年代以降の公害の激化や頻発するコンビナート災害の恐怖から、わずか十数年の間に市民の自然発生的な「公害疎開」が始まり、人口の激しい市域内流動が起きた。1965～75年のわずか10年間に、臨海部の人口は2万人強減少し、その一方西部丘陵部では約3万6千人の急増が起こり人口は2倍に膨れあがった。この間の四日市市全体の人口増は2万8千人であるから、都市のスプロール化現象がいかに劇的だったか容易に想像できよう（表1.1参照）。しかも注意を要することは、この市民の市域内流動は、総合的な都市改造計画のもとでその費用の原因者（企業）負担あるいは公的負担によるものはほとんどなく、市民の自己負担であったということである。

この人口の急激な市内流動・スプロール化は、四日市の都市構造の歪みを激しくし、西部の人口急増地区では、都市施設ストックの不足から新たな公共投資やサービスの整備が求められる一方、戦前からの港町で社会資本ストックの集積している臨海部や中心市街地では、地区商店街の空洞化・衰退をまねくとともに、学校や上下水道を始めとする既存都市施設の遊休化と、高齢人口層の残留（ex：本町地区の老齢化指数は1966年の44.2%から75年には64.3%に上昇した：老齢化指数＝60才以上人口／14以下人口×100）にともなう新たな福祉サービスや行政需要の増大が起こった。この事態の一端は、地区別の人口変化と小学校数・児童数増減を示した表1.2から容易に読みとれるが、このことは四日市市財

政の著しい膨張と社会資本の建設・利用の非効率化あるいは浪費という問題を生み出したということ意味する。

表 1.1 四日市の都市構造の変化（「公害疎開」と地区別人口の推移）

(単位：人，%)	1965年	1975年	1990年	増		減
				65/75年	75/90年	65/90年
臨海部地区 中部・橋北・塩浜・ 富州原	84,613 (38.6)	64,028 (25.9)	51,897 (18.7)	△20,585	△12,131	△32,716
西部丘陵部 四郷・桜・三重・ 下野・八郷・大矢知	35,722 (16.3)	71,438 (28.9)	94,898 (34.3)	35,716	23,460	59,176
その他地区とも 全市合計	218,981 (100.0)	247,001 (100.0)	276,788 (100.0)	28,020	29,787	57,807
	100	113	126			

資料： 四日市市『市政概要』。

表 1.2 都市構造の変化と社会資本の非効率（地域別小学校，児童数変化）

(単位：人，%)	小学校 数	児童数		増減
		1961年①	1978年②	②-① [②/①]
臨海部地区	10校	10,493(50.8)	6,667(25.7)	△3,826 [63.5]
臨海部周辺地区	6→8*	4,959(24.0)	7,575(29.2)	2,616 [152.8]
西部丘陵部＝ 団地開発地区	5→13**	2,271(11.0)	8,726(33.7)	6,455 [384.2]
後背地農村地区	7	2,925(14.2)	2,935(11.3)	10 [100.3]
合計	28→38	20,648(100)	25,903(100)	5255 [125.5]

注： *1971年以降に2校の新設がある。 **63年に1校，73年以降に7校の新設がある。

資料： 四日市市職労の提供資料による。

もう一つ、四日市の都市アメニティの喪失は、頻発してきたコンビナート災害や塩素ガスその他有毒物質の流失・汚染事故等の被害と絶えざるその危険性である。とくに塩浜・午起地区は民家に隣接して工場がはりつき、かつコンビナート企業を結ぶ地下埋設配管（パイプライン）が、民家の軒下や道路脇を通るという異常な状態にあった（こうしたパイプラインは、総延長で約300km、うち民家の軒下を通るものは60km弱に及ぶ。現在では、プラントの再編・合理化等によって使用停止となった部分も少なくないが、その場合でも地下埋設のままでどの箇所かの区別はつかない。神長唯〔2007〕『東京経済大学学術研究センター：ワーキング・ペーパー2007-E-02』第4章参照）。したがって、こうした災害の危険性は被害が現実のものになるまでは潜在的な社会的費用かも知れないが、一度発生すると取り返しがつかない。以上のように、コンビナートは防災や緑地帯整備等の都市改造という重い課題を住民や自治体に課してきたのである。

このようなコンビナートに起因する都市構造の歪み・アメニティ喪失、あるいは公害・防災対策等からもたらされた市民生活や四日市行財政の社会的コスト（「強いられた財政支出」）を考えれば、「コンビナートの四日市経済や財政への貢献という常識は全くの虚像・神話に過ぎなかったと言えるのではないか。

⑤ 企業城下町と地域社会の共同性

四日市のコンビナート企業は、基本的に誘致された外来資本であり、地域共同社会とは

1. なぜいま環境再生・都市再生か

疎遠であった。しかし公害判決後、立地企業と地域社会の関係はある変貌を遂げた。すなわち、企業サイドからの地方自治「参加」（その象徴は76年の公害企業出身の市長の誕生）を始めとして、被害地住民（子弟等）のグループ企業優先雇用、企業福利厚生施設の開放、地域への各種寄付等、いわゆる融和政策が意欲的にとられ、そしてこれを地域で受容する上で重要な役割を果たしているのが、行政の末端組織として機能している自治会組織・役員（各町自治会－学区連合自治会－総連合自治会）という構図である（＝行政のいう「住民参加」，「住民の意見」とはほとんど自治会役員の意向で代表される）。戦後多くの地域開発地域で形成されたとされる「日本型企业社会」とは、「大企業体（労組も含む）」による地方政治への「参加」・介入と、伝統的な組織である（行政→）町内会・自治会（地域有力者）の上からの包摂の構造であるが、急速に四日市もこの特質が色濃く刻印されるようになり、このため次第に公害被害者の口は重くなり、後には例えば公害判決の成果で勝ち取った「工場立ち入り権」の行使にさえ制約が生まれるということも起きた。このような構図をどう打破して行くのか、どのように住民の真の主体形成と「地域共同社会（コミュニティ）」を再生してゆくのか。この課題を解くことなしには、幾度も過去と同じ過ちが繰り返されることを四日市の教訓は教えている。

1-3 「環境的豊かさ」実現のための「良質資産」

(1) 四日市の原風景

「環境再生を通じた都市再生」への取り組みとは、これまで累積してきた各種の「環境被害ストック」という「不良資産」の除去・修復・復元・再生への取り組みを推進してゆくだけでなく、究極的にはこれからの将来世代のために、環境面における良質な「都市資産」の形成をめざすことである（寺西・除本「環境再生を通じた地域再生」：寺西俊一・西村幸夫編『地域再生の環境学』東京大学出版会，2006年，298-299頁）。

石油化学コンビナートの街四日市も、1960年代初頭までは春には菜の花に埋まる街であったという。菜の花の終わった後の菜種油の生産は、江戸時代元禄の頃より「伊勢水」として有名になっていた。その菜の花は、四日市にコンビナートがつくられ公害が激化した頃、その姿を消していった。そして同じ頃、もう一つの四日市の原風景であった白砂青松の海辺は、コンビナート建設で直接奪われてしまった（澤井余志郎「公害前，四日市の原風景，“よみがえれ菜の花”」公害市民塾『瓦版』68,2005.3.24）。それから時代が飛んで現在、琵琶湖再生の取り組みから始まった菜の花プロジェクトは全国各地に広がっているが（第4回まちづくり市民会議・政策調査研究会講演：藤井絢子「菜の花プロジェクトと四日市の再生」，四日市環境再生まちづくり検討委員会『活動報告書』2007参照），この取り組みに四日市でも関心が高まってきており，行政も総合計画や都市計画マスタープラン等で「自然と緑が身近に感じられる街」を大きく取りあげるようになった。しかし，海辺をどうするかは，なお全くふれられることはない。

(2) 四日市地域の現在

1960年代以降，四日市市は石油化学コンビナートの拡充に対応しながら，市域の拡大と順調な人口増加の過程をたどってきた。1960年時点で19.6万人の人口は，65年に20万人，80年に25万人をそれぞれ突破し，2005年に楠町の合併で30万人を越えた。だが，その伸び

も内容的には 03 年から自然増加数が急速に減少しつつあり、社会増加数は乱高下しながら、新世紀をまたいで減少傾向がはっきりしてきた(また増加の要因も多くが外国人である)。

また市域を地区別に見ると、人口変動における地域的不均等性が目立ってきている。80 年代後半から今日までをみると、住宅開発の進んだ内陸部では 40%以上の大幅増を記録しているのに対し、コンビナートに隣接する臨海部や中部地区のような旧市街地、さらには西部の農山村部では、人口は減少傾向にある。

こうした人口動態の変化は、四日市市の土地利用構造の変化とも結びついている。60 年代での工業化と都市化、公共用地の拡大に伴って農林地が減少し、その後 80 年代後半以降は道路整備に伴うゴルフ場開発や大型店の内陸部への展開と住宅開発によって、農地や林地の宅地へ転換した。すなわち、1966 年 76.9km²の田畑面積は 05 年には 48.2 km²へ、宅地面積は 22.5 km²から 48.4 km²と 2 倍以上も増加し、また林野面積は 60 年の 49.6 km²から 2000 年には 30.6 km²へと減少した。とくに 90 年代に林野の大幅な減少がみられ、これらはゴルフ場・宅地・業務用地、さらには産業廃棄物処理場の拡大等に起因する。このような現実市街地周辺や内陸部の地域環境の悪化だけでなく、国土保全機能の弱体化を招くおそれも強い(以上の四日市市における人口動態や土地利用の変化の詳細は、岡田知弘 2007, 政策調査研究会『地域経済部会調査報告書』第 1 章, 8-12 頁参照)。

かくして今日、四日市は臨港部コンビナートの事業整理・再編の動向、人口の停滞から減少時代への転換、都心空洞化の一方で土地利用の変化から推測されるような内陸部の自然環境悪化や農業・農山村衰退、といった問題にどう対応するのか、大きな曲がり角にある。この転換期に四日市は環境の世紀にふさわしい環境再生と都市再生を果たし、「環境的な豊かさ」を四日市の将来世代に残せるのか、そのためにはなにが課題なのか、以下の章で具体的に提起して行きたい。

(遠藤宏一)